

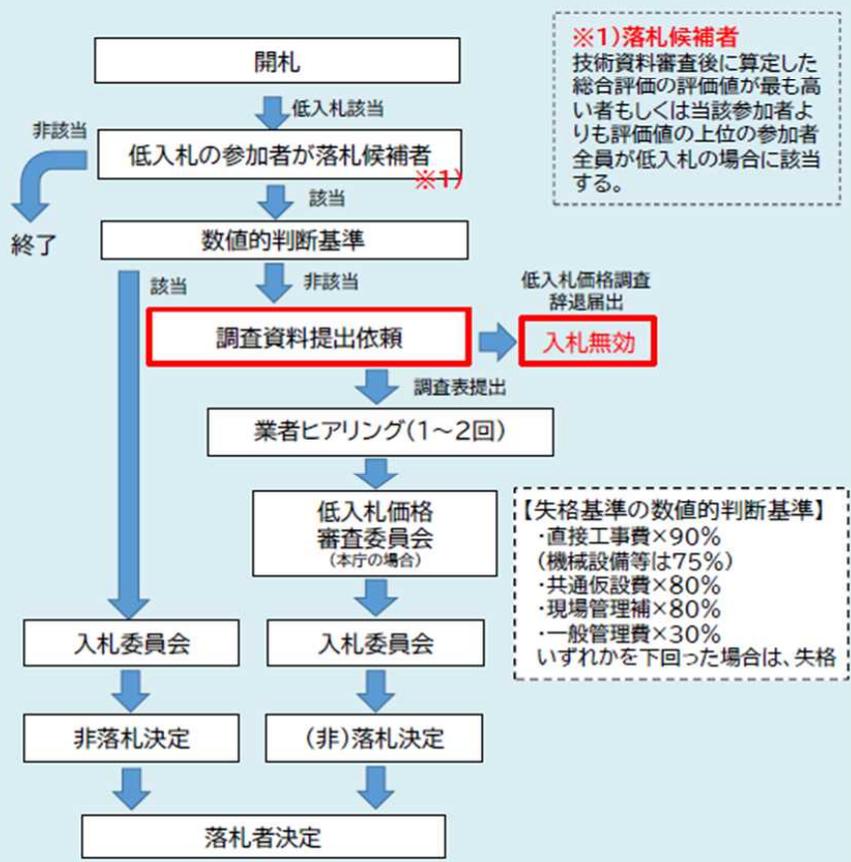
低入札価格調査制度の改正について

建設業が「地域の守り手」の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制にも対応しつつ、処遇改善等に取り組む必要があるため、茨城県土木部では、低入札価格調査制度の一部を改正し、令和6年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用することとしました。低入札価格調査では、労務費についてより詳細に調査することとし、また、調査表の提出を辞退できることとしました。要領、様式等は、建設業担当ホームページ (https://kennsetugyou-ibaraki.jp/low_price_survey/) をご確認ください。以下に低入札価格調査のフローを示します。

- i) 事前審査方式においては、開札の結果、落札候補者が調査基準価格を下回る額で入札した場合に、数値的判断基準を確認し、担当部局から調査資料の提出を求める。
 - ii) 事後審査方式においては、開札の結果、調査基準価格を下回る額で入札した者(低入札の入札参加者)について、数値的判断基準を確認し、担当部局から調査資料の提出を求める。
- ※事前審査方式、事後審査方式、いずれの場合も調査表の提出を**辞退**できる(入札は「無効」となる。)

【低入札価格調査のフロー】

事前審査方式(発注者採点方式)



事後審査方式(自己採点方式)

